

# トルコの年金・退職制度

(2023年11月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

イスタンブール事務所

ビジネス展開課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）イスタンブール事務所が現地会計事務所 SCS Global Danışmanlık A.Ş. に作成委託し、2023 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび SCS Global Danışmanlık A.Ş. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび SCS Global Danışmanlık A.Ş. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課  
E-mail：[SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

ジェトロ・イスタンブール事務所  
E-mail：[TOI@jetro.go.jp](mailto:TOI@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

1. 長期社会保険制度.....	1
(1) 老齡年金保険制度.....	1
(2) 障害年金保険制度.....	4
(3) 遺族年金保険制度.....	5
2. 個人年金制度.....	6

## 「トルコの年金・退職制度」

トルコの年金制度は、大きく公的年金制度と個人年金制度の二つから構成される。本レポートでは、老齢年金、障害年金、遺族年金および早期退職（トルコ語では EMEKLİLİKTE YAŞA TAKILANLARIN と表現され、一般に「EYT」と呼ばれる）、個人年金制度（トルコ語で Bireysel Emeklilik Sistemi と表現され、一般に「BES」と呼ばれる）についてとりまとめた。

なお、本レポートでは長期社会保険制度を対象とし、短期社会保険制度である出産保険、疾病保険、労災保険などは対象外とする。加えて、社会保障および一般健康保険法第 5510 号に準拠した雇用契約に基づき役務を提供する被保険者が年金を受給するための要件などについて解説する。

### 1. 長期社会保険制度

#### (1) 老齢年金保険制度

老齢年金保険は、障害年金保険および遺族年金保険と同様、長期社会保険の一種である。同保険制度の目的は、一定の年齢に達することにより労働能力が低下した被保険者に対し、雇用契約を終了し、労働を要件とせず生活し休息する機会を提供することにある。当該制度により被保険者は退職時に老齢年金を受給することで生活費用を補填することが可能となる。

トルコでは、1950 年 4 月 1 日に初めて老齢年金保険制度（法令第 5417 号）が法令で規定された。その後、老齢年金保険制度に関する制度改定が繰り返し行われ、最終的に現在の形に落ち着いた。現在の老齢年金保険制度によれば、退職は、一定期間の労働役務を提供後に雇用契約を終了し、老齢年金を受ける期間と定義され、退職のフレーズは老齢による退職と同義で使用されることがある。

#### ① 老齢年金の受給条件

社会保障および一般健康保険法第 5510 号の第 28 条に基づき、年齢要件および社会保険料の支払いに関する一般条件が規定されている。老齢年金の受給条件は以下のとおりである。

##### 受給条件;

- ・被保険者が長期社会保険（障害年金保険、遺族年金保険、老齢年金保険）に加入していること。
- ・被保険者が所定の年齢に達していること。
- ・被保険者が一定期間に渡り社会保険に加入していること。
- ・被保険者が所定の保険料納付日数を満たしていること。

##### 年金受給のための手続き;

- ・被保険者は雇用契約を有効に終了する必要がある。
- ・被保険者は社会保障機関に申請する必要がある。

2008年5月1日以降に当該社会保険制度の適用を受けた被雇用者に関し、社会保障および一般健康保険法第5510号に基づき、退職年齢が2036年から段階的に引き上げられ、最終的に65歳となる（段階的に受給年齢を引き上げる計画）。2048年には男性、女性ともに65歳が原則的な退職年齢となる。具体的に被保険者は次のいずれかを満たす場合に年金受給の資格を得ることができる。

- 男性は60歳、女性は58歳の年齢制限を満たし、長期社会保険のために7,200日分の社会保険料が支払われた場合（有効な雇用契約のもと被保険者が社会保険料を支払う場合を前提とする）。

- 適用年齢制限（現在は女性が58歳、男性が60歳であり、2048年まで段階的に65歳まで引き上げられる）に達する前3年を含む期間に、長期社会保険のために5,400日分の社会保険料が支払われた場合は、例えば、7,200日分の社会保険料の支払い要件を満たさない場合でも、64歳の男性被雇用者は老齢年金の受給資格を得る。

## ② 退職年齢および保険料支払いに関する特約について

年金受給年齢および社会保険料の支払い条件が変更される場合がある。社会保障および一般健康保険法第5510号で規定されるいくつかのケースを紹介する。

### - 鉱業の職場で働く被保険者

鉱業における地下作業は被保険者にとって非常に困難であり、勤務期間の経過とともに体力と健康を損なうリスクが高いと考えられる。社会保障および一般健康保険法第5510号では、このような厳しい状況下で働く被保険者に対する老齢年金の受給要件を緩和している。

具体的には、被保険者は最低20年の社会保険加入期間と7,200日の社会保険料の支払い、および50歳に達している場合に老齢年金の受給資格を得る。

### - 雇用日以前に障害を有する被保険者

障害は個人の雇用機会を制限する要因となり得る。社会保障および一般健康保険法第5510号は、障害を有する被保険者の老齢年金の受給要件を緩和している。具体的には、障害を有する被保険者は、最低15年の保険加入期間を有し、3,960日の社会保険料の支払い要件を満了した場合、老齢年金の受給資格を得る。

### - 常時の介護が必要な重度の障害を持つ子供を抱える女性被保険者

社会保障および一般健康保険法第5510号は、常時の介護が必要な重度の障害を持つ子供を抱える女性被保険者に対する老齢年金の受給要件を緩和している。

社会保障および一般健康保険法第5510号第28条によれば、重度の障害を持つ子供を養育する女性の被保険者に対し、実際の社会保険加入期間よりも加入期間を長く看做すことで年金受給年齢の引き下げを図っている。重度の障害を持つ子供を抱える被保険者は、早期に退職し老齢年金を受給することが可能である。

### ③老齢年金の受給資格に影響を与える留意事項

#### - 年齢に関連する留意事項

身分証明書に生年が記載されているが、月日が記載されていない場合、被保険者の年齢の計算過程において、被保険者は7月1日に生まれたものと看做される。身分証明書に誕生月が記載されているが、誕生日が記載されていない場合、被保険者の年齢は、誕生月の1日に生まれたとみなされる。

#### - 社会保険料に関連する留意事項

保険料支払いの計算過程において、被保険者が保険料を支払っていない期間が存在する場合、当該期間は被保険者の勤務期間および社会保険料の支払い日数の計算から除外される。

18歳未満で雇用され、その雇用期間に社会保険料が支払われた場合、18歳未満の労働期間は社会保険の加入期間に加算されるが、18歳未満の期間に支払われた社会保険料は老齢年金の計算から除外される。

### ④従業員の雇用契約解除と老齢退職について

労働法第1475号の第14条に基づき、老齢を理由に雇用契約を解除した従業員は、退職条件を満たすことを前提に雇用契約解除に伴う法定退職金を受給する権利を有する。

老齢を理由に雇用契約を解除する場合、老齢年金の受給資格を満たす必要があり、社会保障機関へ年金受給の申請を行い、受給資格を証明する書類を取得する必要がある。

### ⑤年金受給のための年齢要件を満たさない早期退職について

#### (「EYT」 - EMEKLİLİKTE YAŞA TAKILANLARIN)

EYTは、老齢を理由に退職するために必要な社会保険加入日数と勤務期間を満了したが、社会保障および一般健康保険法第5510号で指定された年金受給年齢に達していない被保険者を指す。

2023年3月2日付け官報にて、社会保障および一般健康保険法5510号および第375号が改正され、特定の被保険者群に対する年金受給の年齢要件が撤廃された。

年金受給のための年齢要件を満たさず早期退職する場合、被保険者は1999年9月8日以前に雇用された、もしくは雇用されたとみなされる必要があり、女性は20年、男性は25年の社会保険加入期間および社会保険料の支払日数を満了する必要がある。EYTに関する制度改正により、多くの被保険者が雇用契約を解除し、退職金その他の受給権を取得した。

雇用者と被雇用者が合意する場合、早期退職により雇用契約を解除した被雇用者が同じ職場で継続して労働役務を提供することが可能である。雇用者は早期退職した被雇用者を再雇用しない権利を有する。ただし、雇用者が被雇用者を再雇用する義務がない場合でも、雇用者は平等の原則に従って行動することが求められる。雇用者が再雇用の決定過程で被雇用者を差別することは平等の原則に違反し得る。例えば、性別や労働組合の加入を理由に特定の従業員を雇用しない場合、当該事実が平等の原則に違反するとみなされる可能性がある。違反が確認される場合、雇用主は差別補償金または労働組合補償金を求められる可能性がある。

再雇用に際し新たな雇用契約を締結し、新たな労働条件に合意し雇用関係を開始することができる。雇用者の権利は従前の雇用契約から被雇用者に不利益な変更は原則できないことに留意が必要である。

## (2) 障害年金保険制度

障害は高齢や死亡と同様に人々に永続的な影響を与える。従って、対応する保険制度による支援も永続的な性格を有する。障害年金の主要な給付目的は、障害により労働能力の一部または全部を喪失した結果、経済的不利益を被る被保険者に財政的な支援を提供することである。障害年金は、以下の要件を満たす被保険者に提供される。

### 障害年金の受給条件

**定義:** 障害は社会保障および一般健康保険法 5510 号の第 25 条に基づいて規定される。関連法規により以下の場合には障害を持つ被保険者とみなされる。

- ・労働能力の 60%を逸失した被保険者
- ・労災等の結果として労働能力の 60%を逸失した被保険者

### 雇用関係の開始後に障害が発生した場合

- **社会保障機関から障害に関する報告書:** 社会保障機関の医療審査委員会から障害に関する報告書を取得する必要がある。ほかの医療センターから得た報告書は有効でないことに留意が必要である。

- **指定の保険加入期間と社会保険料の支払い:** 社会保障および一般健康保険法第 5510 号によれば、被保険者は 10 年間の勤務期間を有し、1,800 日の社会保険料の支払期間を有する必要がある。10 年間の勤務期間の決定に際し、保険加入開始日と障害年金申請日が考慮され、10 年間の勤務期間は連続している必要はない。ただし、18 歳未満での勤務期間は除外されることに留意が必要である。例えば、15 歳から勤務を開始した被保険者は 25 歳ではなく 28 歳以降で初めて 10 年間の期間を満了したとみなされる。10 年間の勤務期間以外に 1,800 日の社会保険料の支払期間が必要であり、両者を同時に満たす必要がある。ただし、社会保障および一般健康保険法第 5510 号は重度の障害を持ち常時介護が必要な被保険者に対する条件の緩和を規定しており、この場合、10 年間の勤務期間は不要である。

- **社会保障機関への申請および雇用契約の解除:** 社会保障および一般健康保険法第 5510 号の第 26 条/II に準拠し、被保険者は障害年金の受給権を得るためには、社会保障機関に申請し、障害に基づき雇用契約を解除する必要がある。社会保障機関への申請および社会保障機関の医療審査委員会の判断結果に基づく被保険者の障害の確定後、社会保障機関は障害年金を計算する。

### (3) 遺族年金保険制度

遺族年金保険は、長期的社会保険として、被保険者の死亡など不幸な出来事に備え、受益者の財政的な安全を確保することを目的とする。

#### ①遺族年金の種類:

- 月々の遺族年金手当
- 一時的な死亡給付金
- 結婚援助
- 葬儀費用補償

#### ②遺族年金の受益者:

- 被保険者の配偶者
- 被保険者の子供
- 被保険者の父母

#### ③ 遺族年金の受給条件

遺族年金の受給権の取得のため、以下二つの条件を満たす必要がある。

- 被保険者に関連する条件
  - ・被保険者の死亡
  - ・社会保障機関との関係: 社会保障および一般健康保険法第 5510 号によれば、長期社会保険加入に関する勤務期間が 5 年以上であり、900 日以上の社会保険料の支払い日数を満たす必要がある。
- 受益者に関連する条件
  - ・配偶者の条件: 婚姻関係を要件とする。遺族年金を受給するためには、共同生活や宗教的な結婚だけでは不十分である。再婚してはならない。
  - ・子供の条件: 子供が遺族年金の受給資格を得るため、教育と年齢に関する条件が設定され、女性には例外が規定される。
    - <一般的な条件>
    - 18 歳未満であること。子供が中等教育を受けている場合、年齢制限は 20 歳まで延長され、高等教育を受けている場合は 25 歳まで延長される。
    - 子供は雇用関係になく、社会保障機関からほかの給付を受けていないこと。
    - <女性に対する特別な条件>
    - 女性には年齢制限は規定されていない。雇用関係になく、未婚であり、また社会保障機関から他の給付を受けていない場合には、年齢に関係なく遺族年金の受給資格を有する。



## 2. 個人年金制度

政府機関が管轄する公的年金制度が存在する一方、トルコにおける老齢年金が少額であることおよびトルコの財政問題から、追加の保険制度として個人年金制度が制定された。

個人年金制度は、被保険者の定期的な積み立てを前提とする任意の保険制度である。個人年金制度（BES：Bireysel Emeklilik Sistemi）は2001年に運用が開始された。トルコでは、公的年金制度が社会保障機関によって監督される一方で、個人年金保険は主に金融機関や保険会社によって提供される点は日本と類似している。トルコでは、個人は社会保障機関によって提供される公的年金と個人年金の両方から給付を受領する。

2016年8月25日付け官報で発表された「個人年金貯蓄および投資制度法第6740号に関する法律の改正」により、社会保障機関に登録された45歳未満の従業員に対し、個人年金制度への自動登録が義務化された。具体的には、毎月初めに従業員の給与から3%に相当する金額が控除され、一定の政府補助が付与される。

上記BESに加え、個別の民間保険会社も個人保険サービスを提供する。民間保険会社が提供するBESは、上記記載の義務的BESよりも消費者に有益である場合が多く、多くの消費者が義務的BES制度から脱退し、個別の民間保険会社と個人保険サービス契約を締結している。

民間保険会社と個人年金制度に関する保険サービス契約を締結する場合、現在の収入を考慮し月々の保険支払額を決定する必要がある。また雇用者は当該個人年金制度を前提として一定額を補助することが可能であり、政府も個人の貯蓄に寄与する。

公的年金制度および個人年金制度を含む全ての保険は、年齢制限、勤務期間、社会保険料の支払日数および手続き上の条件を満たす被雇用者を保護するため設計されている。各保険で年金受給資格の充足要件が異なり、必要要件の充足状況を個別に評価する必要がある。案件ごとに固有の事象を個別検討する必要があるため、実際の運用においては法律や会計の専門家などに相談する必要があることに留意を要する。